

労働法セミナーを開催しました！



盛岡労働基準監督署
飯野 洋司 副署長

労働関係法令を知らなかつたことで、会社と
トラブルになることも。。

自分の身を守るために、
労働関係法令を知っておくことが大切！！

12月11日（水）盛岡市大通リリオにて、労働法セミナーを開催しました。盛岡労働基準監督署の飯野洋司副署長から「労働関係法のポイント」をわかりやすく解説いただきました。参加者からも「大変参考になった」「わかりやすかった」など大変好評でした。

時間外労働の上限規制

- **残業時間の上限**は、原則として**月45時間・年360時間**とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。
- 臨時的で特別な事情がある場合でも、以下を超えることはできません。
 - ・**年720時間**以内
 - ・**複数月平均80時間**以内
(休日労働を含む) 「2~6か月平均」
 - ・**月100時間**未満 (休日労働を含む)

年次有給休暇

- ①雇用された日から**6ヶ月継続**されて雇われている、②全労働日の**8割以上出勤**している労働者は、**年次有給休暇(10日以上)を取得することができます。**
- **年5日**の年休を労働者に取得させることは、使用者の**義務**です。
(対象：年休が10日以上付与されている労働者)

Q&A 余った有給休暇を会社に買い取ってもらうことはできるの？

- 会社に有給休暇を買い取る法的な義務はありません。
- 会社の故意や過失によって有給休暇を取得できなかったというような事情がある場合は、まずは気軽に**総合労働相談コーナー**（県内の総合労働相談コーナーは二次元バーコードから）に相談してください。



ハローワーク盛岡菜園庁舎 わかもの支援コーナー
盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル1F
電話 019-653-8609